# 会計基準体系における中小企業会計基準の位置づけ 一鹿児島県の金融機関へのインタビュー調査を通じて一

How Should Accounting Standards for SMEs Be Placed in the Accounting Standards Codification

宗田 健一,鹿児島県立短期大学,准教授
Kenichi SOTA,Kagoshima Prefectural College,Associate Professor
櫛部 幸子,鹿児島国際大学,講師
Sachiko KUSHIBE,The International University of Kagoshima,Lecturer

#### 要旨

本稿では、まずわが国における会計基準の体系について中小企業の視点から整理を行った。そして、先行研究を踏まえて、中小企業会計基準の位置づけ(中小会計指針、中小会計要領、IFRS for SMEs)について考察し、わが国で今後想定される課題について指摘した。そして、鹿児島県の金融機関におけるインタビュー調査事例をもとに中小企業の用いる会計基準の利用実態について考察することを通じて、会計基準体系における中小企業会計基準の位置づけ、普及・浸透の可能性についてその一端を明らかにした。

# キーワード:中小企業会計基準,中小会計指針,中小会計要領,会計基準体系,インタビュー調査

- I はじめに
- Ⅱ わが国における会計基準の体系について
- Ⅲ 中小企業会計基準の位置づけ
- IV 中小企業融資を行う側の会計基準の利用実態について
- V おわりに

#### I はじめに

会計基準の役割の一つが最低限のルール(ミニマム・スタンダード)にあるとすれば、公的説明責任の有無などにより企業の種類や規模に応じて段階的に会計基準を制定・適用することが望ましいと考えることが可能である。たとえば、わが国の場合、鉄道事業会計規則や電気事業会計規則は業種固有の会計規則としてすでに制定されている。それらとは別で空運業のように、航空法という法律の影響を受けるものの会計上は特に会計規制が設定されていない業種もある。また、金融商品取引法は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定めている。これらの会計規制や法は、その事業の特殊性や内容に応じて制定されていると理解することが可能であろう。比較可能性の向上、資金調達の円滑化、海外子会社の経営管理などを目的とした公開会社が国際財務報告基準(以下、「IFRS」とする)に代表される高品質な会計基準(言い換

えれば、共通の尺度としての会計基準)を用いることに異論はないが、中小企業において

はどのような会計基準を適用することが望ましいのであろうか。

国際的な視点に目を移すと、2009年7月に国際会計基準審議会(以下、「IASB」とする)が中小企業のためのIFRS(以下、「IFRS for SMEs」とする)を公表しており、各国の会計制度に影響を与えていると考えられる。国内的な視点からは、「中小企業の会計に関する指針」(以下、「中小会計指針」とする)が2005年に、「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、「中小会計要領」とする)が2012年に公表されている(本稿では中小会計指針と中小会計要領の双方を包含して「中小企業会計基準」と表記する)。複数の会計基準の併存は、財務情報を作成する側や利用する側の双方、またすべての利害関係者にとって大きなインパクトを与えているであろう。

本稿では、まず、わが国における会計基準の体系について整理を行う。次に、中小企業会計基準の位置づけについて考察する。そして、大企業向けの会計基準に比して、これまでの研究蓄積が必ずしも多くないと考えられる中小企業の用いる会計基準の利用実態について考察することを通じて、会計基準体系における中小企業会計基準の位置づけについて考察したい。それらの考察を通じて、中小会計指針・中小会計要領の適用拡大・浸透に必要な要件とは何かについて論究したいと考える。

## Ⅱ わが国における会計基準の体系について

周知のとおり、1949年(昭和24年)に『企業会計原則』と、中小企業向けとして『中小企業簿記要領』が策定されている。その後、中小企業の現状に即した適切な統一された会計基準は策定されず、中小企業については、制度会計の基準である商法(現・会社法)基準、証券取引法(現・金融商品取引法)基準、税法基準のうち、商法(会社法)の枠組みの中で確定決算主義に基づく税法を中心とする会計が行なわれてきた。

昨今,従来の日本基準や米国基準の適用に加えて,「指定国際会計基準」や「国際会計 基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準」(以下,「修 正国際基準」とする)が次々と公表され,中小企業に関しては,中小会計指針や中小会計 要領の公表が次々と行われた結果,わが国の会計基準は,複数の会計基準が併存している 状況である

諸外国における会計制度の概要についてまとめた中小企業庁の資料'等を参考にして、現行のわが国における会計制度について、中小企業を視点として要約すると**図表 1** のとおりである。

図表 1 中小企業の視点からみた、わが国における会計制度等の概要

〇中小企業者
・製造業その他の業種
従業員数300人以下又は資本金3億円以下
・卸売業
   従業員数100人以下又は資本金 1億円以下

<sup>1</sup> 中小企業庁事業環境部財務課「諸外国における会計制度の概要 中小企業の会計に関する研究会事務局 参考 資料1」, 2010年9月。

1		1		
		・小売業		
		従業員数50人以下又は資本金5000万円以下・サービス業		
		従業員数100人以下又は資本金5000万円以下		
		〇小規模企業		
		・製造業その他の業種		
		従業員数20人以下		
		・商業(卸売業、小売業(飲食店を含む))・サービス業		
		従業員数5人以下		
中小企	業の定義の根拠	中小企業基本法(第2条)		
		〇企業数		
		・約257万社(98.6%) <sup>2</sup>		
中小企	業の概要	○従業員数		
(個人	事業を除く)	・約2033万人(62.4%)		
		○付加価値額		
		・約57兆円(52.7%)		
		米国基準		
適用	連結財務諸表	指定国際会計基準		
安		修正国際基準		
適用する会計基準		日本基準(企業会計基準)		
基	   個別財務諸表	中小会計指針		
华		中小会計要領		
IFRS fo	or SMEsへの対応	適用無し		
		○第431条		
	・「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うもの			
	法(商法)における と規定			
会計規	定	○会社計算規則		
		・簡単な計算規定のみ		
		確定決算方式(損金経理要件あり)		
	税務申告書の	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる		
	作成方法			
税 制		〇損金不算入		
税制との関係		・交際費(中小企業租特を除く)		
	   税務申告書の	· 引当金(貸倒引当金,返品調整引当金以外)		
亦	主な調整項目	・減損等		
		〇益金不算入		
		・受取配当金 等		
		×7ΛHU→ ± Ŋ		

(出所)中小企業庁事業環境部財務課 [2010],河崎 [2016] をもとに一部加筆修正のうえ作成。

<sup>2</sup> 税務統計ベース (資本金1億円以下の法人)

図表1から明らかなとおり、中小企業を視点とした場合だけでも複数の会計基準が併存している状況が明らかである。中小企業庁事業環境部財務課 [2010] で示された他国の状況と比較しても、わが国では基準の併存状況が著しいといえよう。

宗田 [2015] では、会計基準の国際的統合が進むと同時に会計基準が併存してしまう理由を考察し、今後の国際的統合の類型的シナリオを提示している(70頁)。ここでは中小企業会計基準に関する考察が行われていないが、同基準においても「会計システム間競争」が生じると考えられる。

(1) クアドルプル・	サブシナリオ①	日本基準,米国基準, IFRS, 修正国際
スタンダード・シナリオ	「棲み分け・共存」	基準を各企業が必要に応じて使用
	サブシナリオ②	4つの会計基準間で競争が起こり、自
	「会計システム間競争」	然淘汰の結果としていずれかの基準に
		統一
(2) コンバージェンス・	サブシナリオ①	IFRSの変更に伴い日本基準を逐次修正
シナリオ	「IFRS後追い型収斂」	して維持
(3) アドプション・	サブシナリオ①	IFRSの強制適用を開始
シナリオ	「IFRS強制適用」	(ここでのIFRSはピュアなIFRSを前
		提)
	サブシナリオ②	IFRSの任意適用を継続
	「IFRS任意適用」	(ここでのIFRSはピュアなIFRSを前
		提)
(4) エンドースメント・	サブシナリオ①	IFRSを「削除又は修正」せずに採択
シナリオ	「無条件承認」	
	サブシナリオ②	IFRSを「削除又は修正」してJMISを
	「条件付承認」	公表
(5) リコンシリエーショ	サブシナリオ①	資金調達先市場の調整表作成・開示規
ン・シナリオ	「調整表作成・開示」	制などをうけ必要書類を作成

図表 2 国際的統合の類型的シナリオ 3

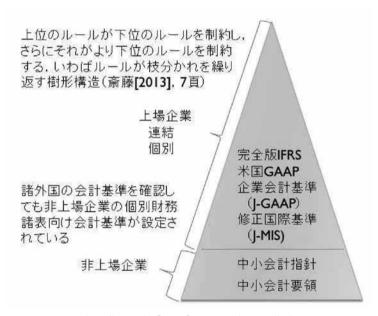
(出所) 宗田 [2015], 70頁をもとに作成。

図表 2 に中小企業会計基準を当てはめて考えた場合, (1) のシナリオと同様に, IFRS for SMEsと国内の中小企業会計基準が棲み分け・共存したり, 競争したりすることが考えられる。また, (2) のように, IFRS for SMEs (もしくはIFRS) を後追いする形で日本国内の中小企業会計基準が後追いしながら収斂することも想定できる。(3) のアドプション・シナリオについては, 時々の政策により左右されるであろうが, IFRS for SMEsのみを日本の中小企業に強制適用・任意適用することについては, 現段階で確認できない。(4) に

<sup>3</sup> ここではわが国のすべての企業を対象とはせず、さしあたり企業会計審議会 [2013] で定義されている「特定会社」を前提とする。また、図表で用いているIFRSという用語には、IFRS、IAS、IFRIC 解釈指針、及び SIC 解釈指針を含んでいる。

ついては、IFRS for SMEsのアドプションを前提としたシナリオであると考えられる。ついては、現段階では検討することができない。市場等での資金調達を必ずしも必要とせず、公表財務諸表の比較を行う主体が金融機関をメインとすることを考えれば、調整表などを作成して会計基準間の差異を正確に把握する必要性は低いと考えられることから、(5)のシナリオは想定できそうにない。

これらの議論をもとに現状のわが国における会計基準体系を図示すると**図表3**のようなピラミッドを想定することが可能であろう。なお、斎藤 [2013] は、会計ルールのシステムも、対象となる企業行動の変化や金融テクノロジーの発展、あるいはルールを出し抜く会計手法の出現など、さまざまな環境や要因によって一部のルールが変質し、いずれ内的整合性を失って退化することになる(7頁)と指摘している。



図表3 会計基準体系における中小企業会計基準の位置づけ

(出所)河崎 [2016] 図3を参照し作成

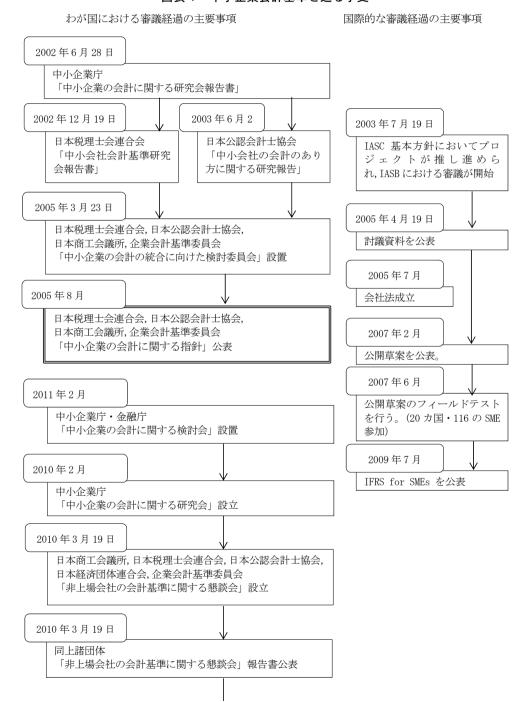
このような会計基準体系がわが国で形成されるにいたった2000年以降の中小企業会計基準を巡る動向を概略すると**図表 4** 通りである。ここから明らかなように、わが国では、関連諸団体の影響力が強く、中小企業の特徴である企業属性を反映した会計基準の策定が行われてきたと考えられる<sup>4</sup>。

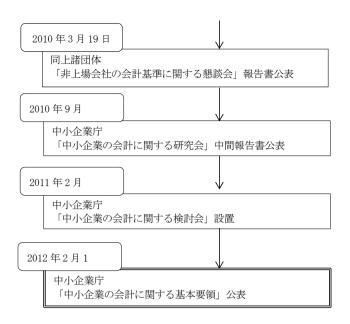
<sup>4</sup> そもそも、中小会計指針と中小会計要領では、基準設定のアプローチに相違がみられるという指摘もなされている(櫛部 [2015])。具体的には、シングルスタンダードとダブルスタンダードに関する議論である。

<sup>「</sup>中小会計指針」では基本的な考え方として、「会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。」としている。企業会計基準の改正に合わせて、毎年改正を行っている。シングルスタンダードの考えが根底にあり、基本的には企業会計基準と同じ会計処理を要請している。中小会計指針は会計参与向けに策定されており、中小会計要領とは策定趣旨が違う。トップダウン・アプローチにより、策定されている。逆に「中小会計要領」では、国際会計基準の影響回避、確定決算主義の維持、中小企業の実務に即したものとして法人税法の処理を中心に採用し、ダブルスタンダードの立場をとる。ボトムアップ・アプローチを採用している。

また,国際的な影響のはざまで中小会計指針と中小会計要領の二つの会計基準を策定している動向が時系列で読み取れる。

# 図表 4 中小企業会計基準を巡る小史





(出所) 中小企業庁 [2002], 中小企業庁・金融庁 [2012a], 中小企業庁・金融庁 [2012b], 日本税理士会連合会 [2002], 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005], 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005], 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2010], IASB [2016] をもとに作成。

# Ⅲ 中小企業会計基準の位置づけ

中小会計指針がIFRSの影響を受けている点、大企業向け会計基準を簡素化したものである点などから、IFRSや大企業向け会計基準の改定の度に影響を受けていることは、多くの論者が指摘している所である(たとえば、河崎 [2016]、櫛部 [2016])。また、大企業とは異なり、中小企業には独自の企業属性が存在している。それを要約すると**図表5**の通りである。

# 図表 5 中小企業の企業属性と中小会計要領の目的との関係

中小会計要領の「検討の背景・中小企 中小会計要領に記されている「目的」 業の実態」における中小企業の企業属 性 中小企業の資金調達の方法は、資本 ②中小企業の利害関係者(金融機関、 市場で資金調達を行なうことはほと 取引先,株主等)への情報提供に資す んどなく,地域金融機関やメガバン る会計。 クなどの金融機関からの借り入れが 中心である。 ①中小企業の経営者が活用しようと思 えるよう、理解しやすく、自社の経営 状況の把握に役立つ会計。 中小企業は, 所有と経営が一致してお り、利害関係者は限られている。 ②中小企業の利害関係者(金融機関, 取引先,株主等)への情報提供に資す る会計。 ②中小企業の利害関係者(金融機関, 計算書類等の開示先は,取引金融機 取引先,株主等)への情報提供に資す 関, 主要取引先, 既存株主等に限ら。 る会計。 れること。 多くの中小企業では、税務申告が計算 ③中小企業の実務における会計慣行 を十分考慮し、会計と税制の調和を図 書類等作成の目的の大きな割合を占 め, 法人税法で定める処理を意識した った上で,会社計算規則に準拠した会 会計が行なわれていること。 計。 ①中小企業の経営者が活用しようと思 えるよう,理解しやすく,自社の経営 経理担当者の人数が少なく, 高度な会 状況の把握に役立つ会計。 計処理に対応できる能力や十分な経 理体制を持っていないこと。 ④計算書類等の作成負担は最小限に留 め, 中小企業に過重な負担を課さない 会計。

(出所) 中小会計要領の「検討の背景・中小企業の実態」における中小企業の企業属性と中小会計要領に記されている「目的」をもとに作成。なお、「目的」の(2)で示された項目について筆者が便宜上、丸数字を付して作成している。

中小会計要領は、IFRSの影響を遮断し、わが国の中小企業会計実務と中小企業属性を反映することを主眼として制定されているとみられるが、ここ数年にわたるIFRS for SMEsの適用拡大状況を視野に入れた場合、わが国でも中小企業会計基準の位置づけについて再

整理しておく必要がある5。

たとえば、Pacterによる調査の結果、IFRSについては、138法域のうち130法域(94%)が公的に認めており、114法域(83%)が公開会社の全部または大半にIFRSの使用を要求している(Pacter [2015]、p.4)。その他の法域もIFRSへの移行過程にある(Ibid、p.4)。

IFRS for SMEsは公表から6年ほどであるにもかかわらず、69法域(50%)で適用されている点は注目に値しよう。さらに15法域(10%)も適用を検討しているようである(Ibid, p.4)。ここから、IFRSのみならずIFRS for SMEsも今後のさらなる浸透が予想される $^7$ 。IFRSをめぐり行われた議論、すなわちコンバージェンスやアドプション、エンフォースメントといった議論がIFRS for SMEsに場を移して再燃することも考えられる。

IFRS for SMEsは、わが国の中小会計指針・中小会計要領のように策定目的に中に経営管理目的(経営者が自社の経営に役立てる)を含んではおらず、あくまでもSMEs(中小企業・公的説明責任が無い企業)を取りまく外部の利害関係者に情報を提供するためのものであることはPaul Pacter氏の発言からも明らかである(Pacter他 [2013], p.11)。 つまり IASBは、IFRS for SMEsにより策定された財務諸表を利用するのは外部の利害関係者であることを想定して、IFRS for SMEsを策定しているのである。

さらにIFRS for SMEsは、課税所得計算を視野に入れて策定されたものではないため、 わが国のように確定決算主義を導入している国では、税法との兼ね合いがIFRS for SMEs 導入の際の大きな障壁となると考えられる。今後、実際にわが国がIFRS for SMEsのアド プションやコンバージェンス等を求められた場合、様々な問題が生じることは充分に予想 される。

Pacter [2015] を参考として各法域のIFRS使用状況をまとめると図表6の通りである。

	調査された法域数					
	法域数	国内の公的説	地域内の法域	一部の公的説	国内の公的説	IFRS for
	(A)	明責任を有す	数に占める	明責任を有す	明責任を有す	SMEsの
		る全部または	IFRS要求法域	る企業にIFRS	る企業にIFRS	適用
地域		大半の企業に	の割合	を容認もしく	を要求も容認	
		IFRSの使用を	(B) / (A)	は要求	もしていない	
		要求				
		(B)				
ヨーロッパ	42	41	98%	1	0	-

図表 6 IFRS と IFRS for SMEs の使用状況

<sup>5</sup> 誰が、中小会計基準を作っているのかという視点から会計基準を見た場合、図表4でも示したとおり中小会計指針は、「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」委員会メンバーとして日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会、オブザーバーとして中小企業庁、金融庁、法務省が参加している。これに対して、中小会計要領は、「中小企業の会計に関する検討会」委員会メンバーとして日本商工会議所、金融機関、企業経営者、日本経済団体連合会、企業会計基準委員会、オブザーバーとして法務省、事務局として金融機関、企業経営者など実務家が参画している。つまり、基準設定主体が異なるとアプローチが異なると考えられる。

<sup>6</sup> Pacter [2015] は、「グローバル基準IFRS:ポケットガイド」(2014年7月10日公表) のアップデート版 (2015年4月15日) である。

<sup>7</sup> その後, 140法域中78法域 (55%) でIFRS for SMEsが要求もしくは容認されている (IASB [2016], p.3)。

アフリカ	20	16	80%	1	3	-
中東	7	6	86%	1	0	-
アジア・ オセアニア	32	24	75%	3	5	-
オセアニア						
アメリカ	37	27	73%	8	2	-
合計	138	114	83%	14	10	78
割合	100%	83%	-	10%	7%	55%

(出所) Pacter [2015], p.6, IASB [2016], p.3をもとに作成。

櫛部 [2016] では、「中小企業に対し二つの会計基準が存在するわが国の状況は、中小企業会計実務に新たな混乱をもたらすものである」とし、「両者の兼ね合い」が問題となることを指摘している。さらに中小会計指針、中小会計要領、IFRS for SMEsの3つの中小企業会計基準の策定経緯、策定目的、会計処理等の違いや共通点を明らかにし、わが国における今後の中小企業会計基準の動向を検討している。

このなかで、IFRS for SMEsの適用を公表しているということと適正に適用しているということが同義ではない点、IFRSとIFRS for SMEsのクロスレファレンス(相互参照)が排除されるに至った経緯、「IFRS for SMEsは独立型文書である」としながらもIFRSから独立できていない状況などを明らかにしている。さらに各国の中小企業会計基準の現状・特にわが国と同じ状況下にある韓国・アメリカを取り上げ、なぜこれらの国々において国内に2つの中小企業会計基準が策定されるに至ったのかを明らかにし、その背景にIFRSのアドプション、IFRS for SMEsの策定があることを明らかにしている。

また、わが国では今後中小会計要領が普及していくことが予想されるものの、制度上は中小会計指針の適用可能性が残されていることを指摘し、今後の実態調査(中小企業実務における中小企業会計基準の位置づけ・中小企業融資の場における中小企業会計基準の貢献・中小企業において適用されている会計基準の利用実態・金融機関や信用保証協会等における中小企業会計基準の貢献)の必要性を述べている。

そこで次節において、中小企業会計基準の利用実態の調査結果をもとにして、今後の中 小企業会計基準の適用拡大・浸透可能性について考察していこう。

# IV 中小企業融資を行う側の会計基準の利用実態について

前節までで考察した制度的国際的背景の中、わが国の中小企業や中小企業と密接に関係する金融機関や諸組織は、中小企業会計基準についてどのような姿勢を保持しているのであろうか。本稿では、鹿児島県という限られた地域に限定した調査ではあるが、その利用実態等について考察していきたい<sup>8</sup>。

われわれの調査は, 鹿児島県内の金融機関, 経済団体, 公的機関, 個別の企業, 税理士・ 公認会計士と多岐にわたっていることから, 本稿では紙幅の都合上, 政府系金融機関と鹿

<sup>8</sup> 本稿では、坂本 [2016] を先行研究として参照し、金融機関、企業、税理士等にインタビュー調査を行った。 本稿では紙幅の関係から金融機関のみについて言及することとする。

児島県信用保証協会,民間金融機関の3例について取り上げて報告していくことにしたい。 この3組織を取り上げたのはいずれも中小企業経営と密接に関係を有している点がある からである。とりわけ,資金調達の視点から両組織は中小企業経営に多大な影響を与えう る存在である。

(1) 政府系金融機関における聞き取り調査について まず初めに、調査概要について要約しておく。図表7の通りである。

調査日時 2016年2月2日 10時~11時30分 所 政府系金融機関(支店会議ブース) インタビュイー 担当者 インタビュアー 宗田健一, 櫛部幸子 中小企業が資金調達を行う際、中小企業会計基準がどれだけ影響を与え 調査目的 ているのかについて調査すること。 主な聞き取り項目 ・鹿児島県内の小規模事業者へのサポート状況に関して ・融資先に関して(企業形態別,授業者規模別等) ・無担保融資の割合に関して ・融資先企業数及び1企業あたりの平均融資残高に関して ・創業企業や革新的な事業を行うベンチャー企業に対する融資状況に関 ・無担保・無保証人で融資する「新創業融資制度」の実績等に関して ・中小企業事業に関して ・中小企業会計基準の実務での利用状況に関して、他多数

図表7 政府系金融機関における聞き取り調査について

調査内容が多岐にわたるため、中小企業会計基準の実務における位置づけについて要約すると次の通りである。

まず、融資審査における中小会計要領の位置付けについて質問したところ、中小会計要領チェックリスト提出による割引制度(0.2%)はあるが、これはあくまでも審査の際のメルクマールに過ぎないとの回答であった。したがって、この政府系金融機関では過度に重要視していないと考えられる。

次に、中小企業会計基準の認知度について質問した。こちらについては、予想通りであったが、基本的に中小会計指針、中小会計要領の存在を知っている企業は少なく、新規 創業者については全く知らないであろうという事であった。融資希望者の平均融資額は低く、数が多いという点も特徴的であった。

上記の質問に付随して、チェックリスト提出についても伺ったところ、この政府系金融機関では、提出の有無にかかわらず公平な立場で対応しているとのことであった。具体的には、CRDデータベースと独自のデータベースによるスコアリングも行うがメルクマールの位置づけとのことである。また、経営者保証ガイドラインが出る前(具体的には10年以

上前)より、無担保融資に力を入れており、今はすでに定着しているという回答もあった。 紙幅の都合からその他の質問項目や解答については割愛するが、少なくともこの政府系 金融機関で資金調達を行う中小企業にとって、中小企業会計基準はそれほど重要性を有し ていないと考えられるといえよう。この指摘は、融資を行う政府系金融機関側というより もむしろ融資を希望する中小企業側に起因するものである。

上記のインタビュー調査から次のように結論付けることが可能である。つまり、融資対象者の中小企業会計への理解度や利用必要性・割引制度の実質的なメリット享受の可能性の低さ(つまり、税理士への支払い以上の割引が無い限り利用インセンティブが働かない)、この政府系金融機関が従来から保持している融資スキームや利用者の特徴などが適用拡大を阻害しており、また浸透度の低さを助長していると考えられる。

(2) 鹿児島県信用保証協会における聞き取り調査についてまず初めに、調査概要について要約しておく。図表8の通りである。

図表8 鹿児島県信用保証協会における聞き取り調査について

調査日時	2016年2月12日 10時~11時45分
場所	鹿児島県信用保証協会4階
インタビュイー	担当者(3名)
インタビュアー	宗田健一,櫛部幸子
調査目的	中小企業が資金調達を行う際、中小企業会計基準がどれだけ影響を与えているのかについて調査すること。
主な聞き取り項目	・保証スキームについて(中小企業金融における信用保証協会の位置づけについて。保証引受に関し、金融庁、日本政策金融公庫、金融機関、税理士との関係も含めて) ・鹿児島県信用保証協会が保証を行う際の保証判断の基準等について(とりわけ、中小企業会計基準の影響について)・新規創業者に対する保証判断と通常の中小企業との保証判断の基準の差異について(創業関連保証などを中心に)・中小会計要領のチェックリストの扱いについて・支店単位の保証判断に関して(例えば、保証判断の際に、中小会計要領を適用した財務諸表、CRDデータ、信用保証協会独自の指標の使用など)・経営者保証ガイドラインの位置づけについて、他多数

調査内容が多岐にわたるため、中小企業会計基準の実務における位置づけについて要約すると次の通りである。

鹿児島県信用保証協会が保証を行う際の保証判断の基準等について、とりわけ、中小企業会計基準の影響について質問したところ、あくまで、中小企業が提出した財務諸表に一

定の信頼性はあるという位置づけで保証判断を行っているという回答であった。したがって、中小企業側が作成した財務諸表等が中小会計要領や指針に準拠しているかどうかは不明であり、その実態については必ずしも明らかにならなかった。ただ、CRDデータを用いたスコアリング、財務DB、定性的要因を加味して保証を行う際の意思決定を行っているとのことであった。

上記の質問に付随して、中小会計要領のチェックリストはどのように扱われているかについても質問を行ったところ、保証料割引の関係で提出を求めているものの対応については任意とのことであった。とりわけ、費用対効果の関係から、保証料割引に見合うだけの効果が期待できない場合は、中小企業会計基準に基づく財務資料作成のインセンティブが希薄となるのではないかという意見を頂いた。なお、経営者保証ガイドラインの利用は1件のみであったことが判明した。

インタビューから明らかとなったように、中小企業が作成した財務諸表がどのような基準に準拠しているのかについては、とりわけ重視しているわけではないことが判明した。また、チェックリストの費用対効果についても言及があった。経営者保証ガイドラインの利用件数も少ないことから、鹿児島県信用保証協会においても中小企業会計基準の適用は限定的であり、浸透度は低いと言わざるを得ない。

(3) 民間金融機関における聞き取り調査について まず初めに、調査概要について要約しておく。図表9の通りである。

図表 9 民間金融機関における聞き取り調査について

調査日時	2016年7月27日 13時50分~15時10分			
場所	民間金融機関本店			
インタビュイー	担当者 (2名)			
インタビュアー	宗田健一, 櫛部幸子			
調査目的	中小企業が資金調達を行う際、中小企業会計基準がどれだけ影響を与え			
	ているのかについて調査すること。			
主な聞き取り項目	・当該金融機関の基本方針			
	・融資先の特徴			
	・貸付リスクの評価について			
	・独自の指標について			
	・信用保証協会の利用について			
	・融資決定にいたる手順について			
	・融資の際のチェックポイントについて			
	・中小企業会計指針,中小企業会計要領の認知度,利用度について			
	・経営者保証ガイドラインについて			
	・保証、担保について、他多数。			

調査内容が多岐にわたるため、中小企業会計基準の実務における位置づけについて要約すると次の通りである。

まず、貸付リスクの評価については、定量評価と定性評価を用いているとのことであった。定量評価ではCRDデータは用いておらず、営業店における日頃からの情報収集や顧客との関係から情報を得ているとのことであった。具体的には営業店が中小企業の生データを確認して修正などを促しているようである。

この金融機関では、独自の融資システムを有しており、自動的に融資の格付けを行うシステムを利用しているとのことであった。そこで用いる財務諸表に関しては、特に中小企業会計基準に準拠しているかどうかは明言が無かったが、企業が提出したものが想定できる。また、独自の審査モデルを構築しており、小企業や零細企業向けの融資に利用しているとのことであった。

チェックリストについては、制度を踏まえて0.1%の割引を用いることができる時は、中小会計要領を適用しているとのことであった。ただし、基本的には自行での融資を優先して、リスクが高い時など、融資が難しい時に信用保証協会を利用するというスタンスであることが判明した。

インタビューから明らかとなったように、中小企業会計基準はケースバイケースで用いていることが明らかとなった。とりわけ興味深かったのは、この金融機関では、基本的に保証に依存しない融資をこれまでも行ってきており、経営者保証ガイドラインに対してそれほど重要視していないことが伺えた点である。どのような会計基準を用いていようとも、結果として実態を営業店が把握しており(たとえば、減価償却の有無、売上債権等の状態、貸し倒れの状態等)、それらのデータを独自の融資システムに投入することで融資判断を行っている点から、中小企業会計基準の適用拡大や浸透度の上昇には、金融機関の果たす役割が不可欠であることが判明した。

### V おわりに

中小企業会計基準を用いるのは当然ながら中小企業である。同時に、企業はもちろんのこと、融資を行う金融機関における利用が二次的に考えられる。しかし、本稿の考察では必ずしも金融機関において中小企業会計基準(中小会計指針、中小会計要領)に関する積極的な利用はうかがえなかった。これは、図表5でまとめたように中小企業の企業属性が大企業のそれとは大きく異なっている点、IV節で考察したように金融機関独自の査定方法、データベース、与信プロセスが存在し、会計基準がそれらへ大きな影響を与えていない点、何よりも中小企業自体が中小企業会計基準を利用していない点が明らかとなった。

つまり、わが国において中小企業会計基準は制度上の位置付けがなされているものの実務においては、それほど浸透していないと考えられる。

その理由として中小企業が作成した財務諸表を所与として融資を判断したり、実態に基づき金融機関が適切な財政状態・経営成績を把握していたりすると、融資の現場において経営者側は中小企業会計基準に対する知識などが無くても構わないという状況に陥っているとも考えられる。今後、中小企業会計基準の利用を促進させるには、これまで中小企業が用いていた会計基準に準拠した財務諸表と中小企業会計基準(中小会計指針・中小会計要領)に準拠した財務諸表ではどの程度の科目上・数値上の差異が生じるのかを明らかに

して, 金融機関や中小企業に提示することが必要と考えられる。この作業は, 別稿での検 計課題としたい。

本稿では、まずわが国における会計基準の体系について中小企業の視点を中心として整理を行った。そして、先行研究を踏まえて、中小企業会計基準の位置づけ(中小会計指針、中小会計要領、IFRS for SMEs)について考察し、今後想定されるわが国での課題について指摘した。そして、中小企業会計基準の利用実態について鹿児島県の金融機関へのインタビュー調査をもとに考察することを通じて、会計基準体系における中小企業会計基準の位置づけについてその一端を明らかにした。結果として中小企業会計基準の適用事例は少なく、浸透度も低いことが明らかとなったが、なぜ、そのような現象に陥っているのかも部分的ではあるが判明した。

なお, 今後は本稿では取り上げられなかった金融機関や事業会社, 税理士など調査の範囲を拡大することによりさらに研究を深めていきたいと考える。

# 【引用文献・主要参考文献】

石川純治他訳[1995]『会計学・財務論の研究方法』同文舘出版。

一般社団法人 中小企業診断協会編 [2015] 『平成25年度調査 中小企業実態基本調査に 基づく中小企業の財務指標』同友館。

伊丹敬之・青木康晴「2016」『現場が動き出す会計』日本経済新聞社。

今枝昌宏「2014」『ビジネスモデルの教科書』東洋経済新報社。

岩崎勇 [2013] 「我が国における中小企業会計の概念フレームワークの提言 -米国中小企業会計の概念フレームワークを参考にして-」『中小企業会計研究』,中小企業会計学会,2015年,2-15頁。

植田浩史他 [2014] 『中小企業・ベンチャー企業論 [新版] - グローバルと地域のはざまで』 有斐閣。

浦崎直浩 [2013] 「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計」『會計』第184巻 第3号, 2013年9月, 316-330頁。

大石桂一「2015」『会計規制の研究』中央経済社。

大久保昭平 [20015] 『中小・ベンチャー企業のための 東南アジア進出戦略』中央経済社。河﨑照行 [2009] 「中小企業における簿記の意義と役割」 『會計』第176巻第3号 (2009年9月), 1-12頁。

河崎照行 [2011] 「『中小企業会計』の新展開-『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要-」『税経通信』第66巻第1号、税務経理協会、2011年1月、39-46頁。

河﨑照行 [2013] 「米国における中小企業会計の新たな動向」 『税経通信』 2013年9月, 17-23頁。 河﨑照行 [2016] 「中小企業の国際的動向」 『TKC』第518号, 8-15頁。

企業会計審議会[2013]「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(2013年6月19日)。

企業会計基準委員会 [2015] 「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による 修正会計基準によって構成される会計基準)」の公表にあたって (2015年6月30日)

金融庁 [2012] 「資料 3-1 各国のIFRS適用状況調査結果」,企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議配布資料(2012年4月17日)。

金融庁 [2014a] 「国際会計基準を巡る最近の対応」2014年10月28日。

金融庁 [2014b] 「国際会計基準を巡る最近の状況」2014年12月15日。

金融庁「2015」「IFRS適用レポート」2015年4月15日。

経済産業省 [2015] 「企業会計制度をめぐる動向」, 経済産業政策局企業会計室, 2015年10月。

櫛部幸子 [2016] 『中小企業会計基準の課題と展望』同文舘出版。

斎藤静樹「2013」『会計基準の研究』(増補改訂版)中央経済社。

佐藤郁哉 [2002] 『フィールドワークの技法 問いを育てる, 仮説をきたえる』新曜社。

佐藤郁哉 [2015] 『社会調査の考え方 [上]』東京大学出版会。

佐藤信彦 [2012] 「中小企業会計基本要領と中小会計指針との異同点とその関係」『税研』 第28巻第1号163, 日本税務研究センター, 2012年5月, 33-38頁。

佐藤行弘 [2013] 「中小企業会計学会 創立総会コメント」。

商工組合中央金庫編、岡室博之監修「2016」『中小企業の経済学』千倉書房。

宗田健一 [2013] 「自国で会計基準開発・設定権限を持つ意義 -受け入れ可能なIFRSの作り込みを視野に入れて-」『商経論叢』(鹿児島県立短期大学)第64号,29-46頁。

宗田健一 [2016a] 「会計基準の国際的統合と機能的・階層的分離」 『会計・監査ジャーナル』 第28号、67-75頁。

宗田健一 [2016b] 「国際統合報告フレームワークの現状と課題 - 原則主義, 比較可能性, 法域-」『国際会計研究学会 年報』2015年度第2号(通号38号), 5-18頁。

武田隆二編著 [2006] 『中小会社の会計指針』中央経済社。

中小企業庁 [2002] 「中小企業の会計に関する研究会報告書」, 2002年6月。

中小企業庁事業環境部財務課 [2010] 「諸外国における会計制度の概要 中小企業の会計 に関する研究会事務局 参考資料 1」, 2010年9月。

中小企業庁・金融庁 [2012a] 「中小企業の会計に関する検討会報告書(中間報告)」, 2012年2月。 中小企業庁・金融庁 [2012b] 「中小企業の会計に関する基本要領」, 2012年2月1日。

徳賀芳弘「2010」『国際会計論』中央経済社。

日本公認会計士協会 [2003] 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告 (最終報告)」, 2003年6月。

日本税理士会連合会「2002」「中小会社会計基準研究会報告書」, 2002年12月。

日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005] 「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」, 2005年3月23日。

日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005] 「中小企業の会計に関する指針」2005年8月1日。

日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2010] 「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」, 2010年8月30日。

橋本尚編著〔2015〕『利用者指向の国際財務報告』同文舘出版。

山田英夫 [2015] 『競争しない競争戦略 消耗戦から脱する3つの選択』日本経済新聞社。

AICPA [2013], Financial Reporting Framework for Small and Medium-Sized Entities, Preface About Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities, 2013.

Financial Accounting Standards Board Private Company Council [2013], Private Company Decision-Making Framework A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting

for Private Companies, Guide1: Determining Recognition and Measurement Guidance, December 23, 2013.

IASB [2009], IFRS for SMEs, July 2009.

IASB [2016], IFRS for SMEs Fact Sheet, IFRS Foundation, February 2016, http://www.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/Documents/16 2 SME Fact Sheet 19Feb updated.pdf.

Pacter, P他 [2013]「前IASB Paul Pacter氏に訊く~『中小企業向けIFRS(IFRS for SMEs)』の現状と将来について~」『会計・監査ジャーナル』vol.25, No.11, 2013年11月。Pacter, P. [2015], IFRS as global standards: a pocket guide, IFRS Foundation.

(附記) 本稿は、日本会計研究学会第75回大会(2016年9月14日)の自由論題報告において報告したものを基礎として加筆修正したものである。報告に対して質問、コメントをお寄せいただいた先生方、とりわけ河崎照行先生、柴健次先生、渡邉泉先生に御礼申し上げる。また、我々のインタビュー調査に協力いただいた皆様にこの場をお借りして感謝申し上げる。無論、本稿における一切の誤謬は筆者の責に帰する。

(謝辞) 本稿はJSPS科研費 26870805の助成を受けた研究成果の一部である。